

水道事業会計及び工業用水道事業会計の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について

(水道局)

・委託契約(前記報告書42～47頁)

平成13年度における、水道事業会計に関する主な業務委託契約(決算額10百万円以上)の内容は次表(記載略)のとおりとなっています。

外郭団体である財団法人神戸市水道サービス公社(以下、「公社」という。)に対する業務委託契約が目立っています。

委託する理由として、現実に水道局において業務に対応できる体制、人員、設備、経験及び技術等が整備されていない点を考慮すれば、業務そのものを委託することには合理性が認められると思われます。ところで、関連団体である「公社」に対する委託契約につき委託先の選定理由について、多くの契約において「実績及び信頼性がある」あるいは「専門的知識等がある」を挙げられています。しかしながら、業務内容によっては民間業者においても同様の業務を行いうるスタッフを抱えている企業も存在すると考えられます。また、コスト削減の点では、実際に民間業者からの見積書等を入手し、民間業者に委託した場合のコストとの兼ね合いの上で判断することが必要ですが、現実には上記の「実績、信頼性及び専門性等」を理由にするにすぎず、コスト削減効果を検討した上で随意契約を締結しているものではありません。水道局契約事務取扱規程第20条においても、なるべく2人以上の者から見積書を徴して契約の相手方を決定しなければならない旨定められています。実際に民間業者からの見積書等の徴求を行い、上記関連団体への業務の委託が実質的に経費の節減が期待できるか否かを検討して契約を締結する必要があるものと考えられます。

総括すれば、現在列挙されている委託する理由及び委託先の選定理由の記載内容では、「性質又は目的が競争入札に適さないこと」や「事務事業の専門性、連続性」を理由として上記関連団体との業務委託契約全てを継続的に随意契約とする合理性は乏しいと考えられます。

今後は委託業務について、関連団体と契約する際には、民間会社からも見積書等を徴求した上、随意契約とすること及び継続的に同一相手と契約することの合理性を客観的に立証した上で契約する必要があります。

措置方針等

公社は水道事業と密接な関係にあり、これまでも当局と一体となって事業の円滑な運営を行ってきた。業務委託に関しては、実績はもとより、特に信頼性・局との連携性を必要とする業務について、公社と随意契約を行っている。

ただし、公社に対しては、競争力の強化・効率性の向上を要請しており、公社においても、より一層の経営の効率化に努めているところである。

今後は、水道事業の円滑かつ確実な運営上、支障のない業務については、見積合わせによる委託先の選定を行うなど、個々の業務ごとに委託の方法について判断し、経営改善に資するよう努めていく。

・発生主義による会計処理(諸引当金を含む。)<工業用水道事業会計を含む。>

1.退職給与引当金(退職給付引当金)が計上不足となっています。

(前記報告書60～63頁)

水道事業会計及び工業用水道事業会計においても、退職給与引当金（退職給付引当金）を計上されています。ただ、計上基準が以下のとおりとなっており、妥当ではありません。

水道事業会計…毎事業年度の引当又は取崩基準（昭和 61 年度から適用）

昭和 60 年度までの引当累計額 20 億円（74 人分に相当）を、昭和 61～平成 24 年度の退職者に充当する。

この間（27 年）の平均退職者数（予定）は 36 人ですが、各年度の費用執行額を 33～34 人分に固定して平準化する（昭和 61～平成 17 年度＝33 人、平成 18～24 年度＝34 人）。当該年度の実際の退職者数に係る退職手当金総額との差額を引当又は取崩する。

算出式

$$\text{引当額} = \left[ \begin{array}{c} \text{当該年度} \\ \text{1人平均退職手当} \\ \text{金} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{平準化退職者} \\ \text{数} \\ \text{(33人又は34} \\ \text{人)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{当該年度退職者} \\ \text{の} \\ \text{退職手当金総} \\ \text{額} \end{array} \right]$$

\* 計算結果がマイナスであれば、取崩となる。

工業用水道事業会計…毎事業年度の引当又は取崩し基準（昭和 61 年度から適用）

職員の基準賃金（本俸）総額の 10%とします。ただし、当分の間、その 1/2 相当額とする。

現在の引当基準でも、各年度における損益（費用）の平準化という観点からは一定の効果はあります。しかしながら、発生主義に基づく会計処理とはいえません。

計上基準としては、「職員が将来退職した場合に支給すべき退職給与金のうち、当年度（当期）に発生した労働の対価に見合う退職給与金を見積り」每期継続的に引当することが必要となります。

具体的には種々の方法がありますが、「毎年度末現在における自己都合退職給与の要支給額」を計上する方法が簡便でかつ分かり易いと思われれます。

この方法で、平成 14 年度末現在の自己都合退職給与要支給額を算出しますと計上不足額は下記のとおり 9,437 百万円という巨額なものとなります。この間のギャップを埋めてゆく必要があります。

#### 措置方針等

現在の引当金計上・取崩し基準により、各年度の退職者数の増減にかかわらず、退職給与金発生額の平準化を図っている。

地方公営企業では、民間企業と異なり法律で身分保障がされており、一時に多額の退職給与金が発生することはないため、その時々に応じて退職給与金発生額が平準化できるよう、適切に退職給与引当金を計上している。

今後は、現行の引当金計上・取崩し基準では引当金の計上不足となる点を見直し、他都市の状況を調査しながら具体的な引当金計上・取崩し基準を検討していきたい。

## 2. 修繕引当金の計上が不十分です。（前記報告書 63～64 頁）

### (1) 水道事業会計

特別修繕引当金の設定対象が「布引貯水池」のみに限定されています。また、一般の修繕引当金の設定対象も、「配水池」に限定されています。

しかしながら、修繕引当金は本来、将来予想される修繕費支出額を一定の基準で各年度に配分するためのものであり、その引当対象は広く有形固定資産全体となる筈です。特定の有形固定資産のみを対象とするのでは不十分です。引当対象範囲の拡大が必要です。

#### 措置方針等

水道事業会計については、現在の修繕引当金により、一定の期間損益平準化は確保されていると考えている。

しかし、現行の引当基準は引当対象が限定されているので、有形固定資産の修繕計画及び修繕工事の内容を整理したうえで、引当対象範囲の拡大を検討していきたい。

### ・決算書類及び決算書の表示<工業用水道事業会計を含む。>

#### 1. 決算書類等（前記報告書 67～69 頁）

「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない。（「地公企法」施行令第9条第4項）」とあり、この観点からすると、現状の決算書類の種類では、必ずしも説明報告義務を充分果たしえないのではないかと思います。

まず、現金預金等の調達と運用を対比させた「キャッシュフロー計算書」の導入が必要です。それも、「（営業活動、投資活動、財務活動を明確に区分した）3区分」方式のものが望まれます。

次に、一般企業においては、明瞭性の原則から、決算書の内容を補充するものとして、「附属明細書（又は明細表）」、「重要な会計方針」、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記（貸借対照表及び損益計算書）」が求められます。

「会計規程」においては、「附属明細書」の一部たる収益費用明細表、固定資産明細表及び企業債明細表のみが要求されていますが、より詳細な「附属明細書」が必要です。例えば、「資本金及び準備金の増減」、「引当金の明細」、「子会社に対する出資の明細」、「子会社に対する債権の明細」等です。更には、貸借対照表及び損益計算書を作成するに当り、採用した会計方針も平成14年度分から貸借対照表の注記として一応表示されているものの、不十分であり、他の事業体の財務諸表との正確な比較も困難となっています。

明瞭性の原則の観点から、「重要な会計方針」の記載項目の充実、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記（貸借対照表及び損益計算書）」が必要です。特に、外郭団体である「公社」との取引及びその結果としての「公社」に対する債権債務残高が記載されていないのは不備と言えます。

#### 措置方針等

平成14年度決算より「注記」のページを追加している。

また、平成15年度決算より附属明細書として「資本金及び準備金の増減」を添付するとともに、「重要な会計方針」の記載項目及び「注記（貸借対照表・損益計算書）」の充実を図っているところである。

今後については、全市的に検討していく。

### ・出納及び収納事務等

#### 2. 入金処理の遅れ（前記報告書 84～85 頁）

上記で述べたように、収納された水道料金は、「各金融機関等」において実際収納日に「収

納金報告書」を作成し、同日にて三井住友銀行で「収納金総括表」が作成され、最終的に水道局においては実際収納日（収納金総括表日付）に入金処理を行います。しかしながら、郵便局窓口での収納料金については、実際収納日において郵便局にて「収納金報告書」を作成するものの、三井住友銀行への報告のタイミングが1日ずれることから、「収納金総括表」日付が「収納金報告書」日付の翌日となります。従って、「収納金総括表」日付より2営業日後の入金時点で（すなわち、実際に収納があった日より3営業日後）、2営業日前日付（実際に収納された日の翌日）での入金処理を行うため、会計処理が郵便局における実際収納日より1日遅れることとなります。具体的には、3月31日において郵便局で実際に収納された分は、4月1日の「収納金総括表」に記載され、入金は4月3日、入金処理はその2日前の4月1日において行われることとなります。この結果、実際収納日は3月31日であるにもかかわらず、入金処理は翌会計年度である4月1日となり、本来期末日において実際に収納された金額が未収入金残高として残ることとなります。平成14年度における当該金額は以下のとおりです。

会計上は、郵便局の処理に関わらず、実際収納日付にて入金処理を行っておくことが必要です。

(単位：百万円)

口座番号	金額	摘要
B	11	3月31日郵便局収納分、実際入金処理 4/1

#### 措置方針等

指摘通りに、郵政公社の処理に関わらず3月31日の収納日付にて入金処理を行うには、三井住友銀行が4月1日に作成する3月31日付の収納金総括表に入金日の収納金報告書の金額を入れないといけない。

しかし、入金日の金額等は当局で事前に確認できるものではないので、金融機関の作成する収納金報告書でしか確認する方法がなく、郵政公社の3月31日収納金報告書は4月1日の三井住友銀行での処理にシステム上間に合わない。

決算時に3月31日付の収納分を残高として計上すると（決算時点では金額が判明しているため）当局の残高表と郵政公社の作成する残高証明書（0円）との整合性がとれなくなる。

以上のことから現行の処理をせざるを得ない。

#### ・長期滞留債権

##### 1. 時効処理方法（前記報告書 86～87 頁）

水道局では、長期滞留債権の時効処理を調定年度単位で実施しています。例えば平成8年度に調定を行なった給水収益未収金が5年間（地方自治法（以下、「自治法」という。）第236条第1項）で時効を迎える場合には、13年度末ではなく、一年遅れの14年度中に一括して、時効の手続を行なうこととしています。これは、年度末近くに調定をした債権の時効の始期は督促等の後に始まるため、単純に5年間経過では時効を迎えていない債権が存在することになるためとのことです。

調定年度単位で時効処理するという方法も処理の簡便性という見地からは、あながち否定は出来ないとも思われます。しかしながら、上述のケースでいいますと、平成8年度で調定及び督促等をした過半の債権が、平成13年度末で既に時効が到来しているにもかかわらず、時効処理されず貸借対照表において未収金として計上されたままになっています。

金額的にいいますと、平成 15 年度に時効処理を行なった給水収益未収金は 43,588 千円ですが、その内、平成 14 年度末時点で既に時効になっている未収金が 27,936 千円( 比率 64% ) ありました。

金額的な重要性を考慮すれば、調定年度による一括処理は妥当ではなく、当該年度中に時効を迎えた債権については、せめて時効年度を基準として時効処理を行なうよう検討する必要があります。

#### 措置内容

平成15年10月の最高裁判決において、水道料金債権は、公法上の債権ではなく、私法上の債権であるとの判断がなされた。当判決と平成16年11月の総務省見解を受けて、水道料金債権の法的取扱いの変更を行った。具体的には、水道料金債権の消滅時効は2年であり、相手方による時効の援用がなければ、債権は消滅しないとのものである。したがって、ご指摘のような時効処理は、現在実施していない。

## 2. 中部センターにおける検証（前記報告書 87 頁）

平成 14 年度に時効処理した未収金（平成 8 年度調定分）について、水道栓が開栓中にもかかわらず、時効処理しているケースが見受けられました。水道は日常生活に不可欠なものであり、停水処分は最終的な手段であるが、「営業事務の概要編 14. 未納整理事務 6. 公社委託期間内外におけるセンター料金係の事務（8）停水執行について（神戸市水道局 総務部業務課 編集）」において停水執行の規定に該当する場合があるにもかかわらず、停水執行をせずに時効処理をしているケースが見受けられました。個々のケースにおいては、それぞれの状況、未納者との対応もあり一律の処理は難しい面もあることは理解できますが、給水を継続したまま時効となることは著しく公平性を欠くこととなります。停水が困難なケースでも裁判手続を採用するなど、債権回収に努力する必要があります。

#### 措置内容

平成15年10月の最高裁判決、平成16年11月の総務省見解を受けて、本市では、水道料金債権の法的取扱いを変更した。具体的には、水道料金は私法上の債権であり、消滅時効は2年であるが、相手方の時効の援用がなければ料金債権は消滅しないというものである。したがって、ご指摘にあるような時効処理は現在行っていないが、変更に伴い、停水処理等が難しいような案件については、支払い誓約書や分納誓約書の提出等により、相手方に債務を承認（時効の中断）させ、料金支払いを約束させるよう、局内で徹底している。

## . たな卸資産（貯蔵品）

### 1. たな卸資産の計上洩れ（前記報告書 99～100 頁）

中部センターにおけるたな卸資産の現品確認時に、下記特殊割押輪の材料品が簿外処理となっていました。業務上、必要な材料品のうち資材事務所からの出納を受けずに購入（直費購入）したものは、すぐに使用され、期末時点では存在しない筈のものと考え、たな卸資産に計上していないのが原因との説明を受けました。

しかしながら、現実には、下記のごとく、100 万円近くの材料品が未使用のまま存在している訳ですから、たな卸資産として計上する必要があります。

(平成15年3月31日現在、単位：千円)

品名		口径	数量	単価	金額
1.	S形用特殊押輪(TN-35SW) S 特殊割押輪	300	6	43	263
2.	S形用特殊押輪(TN-36SW) S 特殊割押輪	150	2	19	39
3.	S形用特殊押輪(TN-37SW) S 特殊割押輪	100	2	12	24
4.	NS形継輪用特殊割押輪 TK-99 NS形特殊割押輪	200	6	7	47
5.	NS形継輪用特殊割押輪 TK-100 NS形特殊割押輪	150	12	6	80
6.	NS形継輪用特殊割押輪 TK-101 NS形特殊割押輪	100	14	4	69
7.	NS形継輪用特殊割押輪 TK-102 NS形特殊割押輪	75	14	10	144
8.	メカカシ ョイント形帽(TN-30C) メカ帽 K形	200	4	25	103
9.	メカカシ ョイント形帽(TN-31C) メカ帽 K形	150	5	19	97
10.	メカカシ ョイント形帽(TN-32C) メカ帽 K形	100	5	13	65
11.	メカカシ ョイント形帽(TN-33C) メカ帽 K形	75	5	10	51
合計					987

措置方針等

たな卸資産として計上するよう徹底を図る。